

平成14年
住民税申告のために

申告はお早めに

市民税・県民税(住民税)は、前年中の総所得金額を算出し、そこから所得控除額を差し引いた残金額の段階に応じて所定の税率を乗し、課税されます。申告書は、届いたら必ず開封してください。同封の「申告の手引き」をご覧ください。申告者ご自身で申告書を作成の上、期限内に提出ください。

申告をしなければならぬ人

■住民税の申告書が届いた人
申告が必要と思われる人には、2月上旬、市から住民税の申告書を送付します。申告書を受け取った人は必ず申告してください。

■平成14年1月1日現在、白根市に住民登録があり、次のような所得があった人 ※所得内容によっては納税相談の際、確定申告に切り替えていただく場合もあります
①営業・農業・その他の事業、不動産(地代・家賃等)、利子、配当、その他の貸付内職・日雇・パート・アルバイト等を含む)、報酬、年金、保険の満期金などの所得があった人
②給与所得者で次に該当する人
・勤務先(給与の支払者)から、給与支払報告書が白根市役所に提出されていない人
・給与所得以外に①のような所得

のあった人
・平成13年中に退職または中途就職した人、勤務先を変更した人
③平成13年中に医者にかかり、所定以上の医療費を支払った人や、雑損控除および寄付金控除などの所得控除を受けようとする人
④公的年金等の受給者で、社会保険料控除や生命・損害保険料控除等の所得控除を受けようとする人

■平成14年1月1日現在、白根市に住所のない人で、市内に個人の事務所や家屋敷を有する人

■所得がなかった人
①市民税・県民税は、下の「申告をしなければよい人」に該当する以外の人、すべての所得について申告してください。
②申告書等の提出がない人は、各種証明書の発行ができません。
③申告書は、国民健康保険税と介護保険料等の賦課や軽減税率適用の算定基礎資料となります。

申告をしなくてもよい人

④平成13年中は親族の扶養家族であった人、学生で所得のなかった人、病気や失業などで所得のなかった人、遺族年金や障害年金を受けていた人、また、その他の理由で所得のなかった人も、申告書に昨年中の状況を記入の上、必ず提出してください。
⑤申告前までに申告書が届かなかった人は、申告相談会場等で請求してください。

■確定申告書を税務署白根市は新潟税務署管内)に提出する人
(注)事業所得や譲渡所得のある人の、確定申告書の受取は可能ですが、市納税相談会場の適正・適法な納税相談は困難です。税務署で確定申告を行い、確かな納税をされるようお願いいたします。
(注)税務署で確定申告ができない人は、申告書に必要事項を記載し、収支内訳書等の関係帳票を添付の上、申告期限内に税務署へ到達するように直接送付されるとともに、算出した税金も納税してください(用紙は市税務課にも用意してありますが、郵送での請求はご遠慮ください)。

■給与支払報告書が勤務先から当市役所に届いている給与所得者で、所得控除を希望されない人など

還付申告の受け付け

年金受給者、住宅借入金特別控除、医療費控除の還付申告を受け付けます。必要書類などについては、広報しろね1月合併号5ページをご覧ください。
■受付期間 年金受給者・医療費控除 2月5日(火)～6日(水)、8日(金)、住宅借入金等特別控除 2月12日(火) ※都合の悪い場合は、期間中、どの内容でも受け付けます
■受付時間 午前9時30分～11時30分、午後1時30分～4時
■会場 市役所4階大会議室

税理士による還付申告無料相談

2月5日(火)から7日(木)までの3日間、税理士事務所、次のような少額の還付申告相談や申告書の作成を無料で行います。最寄りの税理士事務所へ事前に電話連絡の上、お出掛けください。
①年金を受けている人
②給与所得者で、医療費控除を受けようとする人
■問い合わせ 関東信越税理士会新潟支部特設電話 ☎2222・6862(2月7日(木)までの、午前9時30分～午後4時) ※税理士別相談日程表は、税理士会館、税務署に用意してあります

住民税申告の受け付け

住民税の申告書を次のように受け付けます。左記の申告カレンダー1ご覧の上、お出掛けください。
●「郵送」でも受け付けます
記入の完了した住民税の申告書は、郵送でも受け付けます。資料を添付し、同封の返信用封筒で返送してください。

●お願い
①申告相談日は、早朝に来場されても、会場準備が済むまでお待ち

住民税の申告相談カレンダー

■受付時間 午前9時30分～11時30分、午後1時～4時
■ところ カルチャーセンター 2階 サブアリーナ
※3月9日(土)も申告相談を受け付けます。ぜひ、ご利用ください。

月日	曜日	対象地区
2/18	月	茨 曾 根
19	火	新 飯 田
20	水	木 瀬 林
21	木	小 白 井 郷
22	金	大 鷲 卷 岸 通
25	月	大 鷲 根 大
26	火	水 木 大
27	水	木 大
28	木	大
3/1	金	白 根
4	月	白 根
5	火	白 根
6	水	白 根
7	木	白 根
8	金	白 根
9	土	申告を済ませていない人
11	月	申告を済ませていない人
12	火	申告を済ませていない人
13	水	申告を済ませていない人
14	木	申告を済ませていない人
15	金	申告を済ませていない人

税務署からのお知らせ

■問い合わせ 新潟税務署 ☎229・2151(代表)

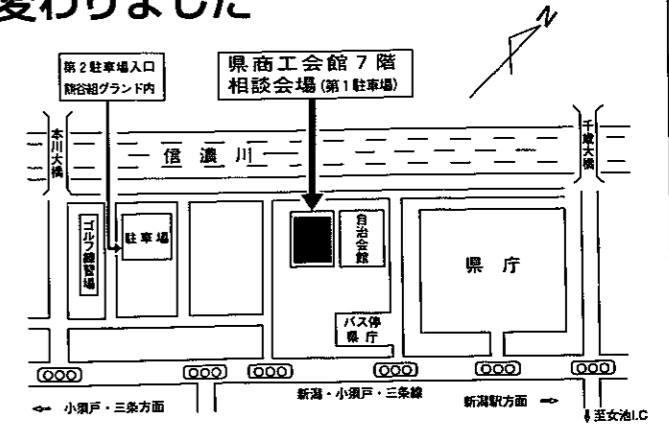
①確定申告書が新様式になりました

平成14年1月から所得税の確定申告書の様式が新しくなりました。また、「確定申告の手引き」も申告書の書き方を大きな文字で説明し、所得金額や所得控除

額などを計算していただける欄を設けるなど、大幅に改正されました。なお、新しい申告書の用紙や確定申告の手引きは、税務署や市役所に用意してあります。

②特設会場が「県商工会館」に変わりました

所得税の確定申告(譲渡所得や贈与税の申告相談を除く)の相談を受け付けます。
※2月15日(金)までは還付申告のみの受け付けとなります。また、昨年開設したプラカ3特設会場は、今年は開設しませんので、ご注意ください
■開設期間・受付時間 2月1日(金)～3月15日(金) 午前9時～11時、午後1時～3時30分 ※土・日曜日、祝日を除く。受付時間は都合により変更になることがあります ■ところ 県商工会館 7階特設会場 ※右の地図を参照。また、無料駐車場を設置しましたので、どうぞご利用ください



住民税の年税額

個人の住民税は、均等の額によって負担する「均等割」と、その人の所得金額に応じて負担する「所得割」の2つで構成されています。
※この広報の内容は平成14年1月現在のものです。今後、税法等の改正が行われた場合、新税法の適用もあります

均等割額(A) + 所得割額(D) = 税額

均等割額は、市民税2,000円、県民税1,000円 合計3,000円 = A
所得割額は、次の方法で計算します。 A + D = 住民税(市民税・県民税)の年税額
所得金額 - 所得控除額 = 課税所得金額(1,000円未満切り捨て) = B
B × 税率(下表参照) - 税額控除 = C
C - C × 定率による税額控除額(15%、上限4万円) = 所得割額(100円未満切り捨て) = D

市民税・県民税所得割の税率表

市	課税所得の段階	税率	(参考)速算控除額	県	課税所得の段階	税率	(参考)速算控除額
民 税	200万円以下の金額	3%	0円	民 税	700万円以下	2%	0円
	200万円を超え、700万円以下の金額	8%	100,000円		700万円を超える金額	3%	70,000円
	700万円を超える金額	10%	240,000円				

※申告期間中、担当職員は納税相談会場へ出張していますので、電話での適切な対応は困難です。「申告期間前」の問い合わせに、ご理解とご協力をお願いします。

問い合わせは：
税務課市民税係
☎2244・2502
2511・2522